

下関市立安岡小学校いじめ防止基本方針（令和４年３月改定版）

下関市立安岡小学校

１ はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

いじめの問題が社会問題化する中、「いじめ防止対策推進法」が平成２５年９月に施行され、１０月には国の「いじめ防止基本方針」が策定された。

下関市においては、「１５歳の心の教育と学力保障」を掲げ、特に、児童生徒が着実に学力を向上させるとともに、豊かな人間性と社会性を育む心の教育を推進している。この「心の教育」と「学力保障」の両輪は、子供たち一人ひとりの生きる力の基盤をなすものであり、命を大切にし、他人を思いやり、自ら考え判断し行動していこうとする力の育成は、いじめの防止等において最も重要である。

本校としてのいじめ防止等のための対策の基本となる事項を、次のような考え方を基にして定めるものである。

- 学校、学級内にいじめを許さない雰囲気をつくる。
- 児童、教職員の人権意識を高める。
- 児童と児童及び児童と教職員をはじめとする温かな人間関係を築く。
- いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめ問題を早期に解決する。
- いじめ問題について家庭・地域・関係機関との連携を深める。

平成２６年３月 作成
平成２９年３月 第一次改定
平成３０年３月 第二次改定
令和 ３年３月 第三次改定
令和 ４年３月 第四次改定

2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの定義

いじめとは、児童に対して、一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）によって、心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法」第2条要約）

いじめの認知にあたっては、特定の教職員のみによることなく、学校いじめ対策組織が中心となって積極的に行う。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

また、具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌な事を言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌な事をされる 等

(2) いじめの理解及び特徴

いじめは、「どの子供にも、どの学級にも起こりうる」との認識をもつことが重要である。

※嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が入れ替わりながら被害も加害も経験している。このため、すべての児童に「いじめは決して許されない」ことの理解を促すとともに良好な人間関係を構築できる力と自分と他人を等しく認める態度を育むことが必要である。

(3) いじめの禁止

児童等は、いじめを行ってはならない。（「いじめ防止対策推進法」第4条）

(4) 基本的な認識

①いじめは、「人権にかかわる重大な問題」である。

- ・「いじめは許されない」という毅然とした姿勢を示す。

②いじめは、「学校、家庭、地域の教育力が問われる問題」である。

- ・いじめ問題については、児童の人格の成長を旨とした教育的配慮の下で行う。

③いじめは、「発見が難しい問題」である。

- ・いじめは、人が見ていないところで起こりやすく、見えている場では遊んでいるように見えるようなことがある。また、その悩みを一人で抱え込んでいる場合が多い。

④いじめは「学校・家庭・地域・関係機関が連携して取り組むべき問題」である。

- ・子供の様子をキャッチした者が、すべての関係者と連携して、それぞれの立場から解決に向けて責務を果たす必要がある。

(5) いじめの分類

①日常衝突としてのいじめ

- ・日常の衝突の中で、いじめと認知すべきもの。

②日常の衝突を超えた段階のいじめ

- ・学校として個別の生徒指導体制を構築し、組織的な対応をとる必要のあるもの。

③重大事態及び重大事態につながりかねないいじめ

- ・法に定める「重大事態」に該当する、または「重大事態」に至る可能性のあるもの。

(6) 基本的な姿勢

〈学校として〉

- ①教育活動全体を通じて、児童一人ひとりが、心豊かに安心して生活できる学校・学級づくりを行う。
- ②児童にしっかりと寄り添い、一人ひとりの状況を把握するとともに、児童が安心して悩みや不安を相談できる信頼関係を構築する。
- ③保護者や地域住民といじめの防止等に係る情報を共有し、未然防止や早期解決に向け、連携して対応できる体制を整える。

〈子供として〉

- ①集団の一員としての自覚をもち、お互いのよさや違いを認め合い、主体的にいじめのない風土づくりに努める。
- ②いじめがあると思われるときは、当事者に声を掛け、周囲の大人に積極的に相談する。

(7) 基本的な対応

①未然防止

- ・子供の心身の成長過程に応じて、様々な人と関わり合う生活体験や学習活動等を通じて、心の通い合う人間関係を構築する能力を醸成する。
- ・児童や保護者との信頼関係を基盤として、いじめを絶対に許さない風土をつくる。

②早期発見

- ・学校、家庭、地域が一体となって、子供たち一人ひとりに寄り添い、関わる中で、

子供が発するサインを見逃さないようにする。

- ・単なる友人間のトラブルと見える場合も、いじめの視点で捉え直す。

③早期対応

- ・いじめを認知した(疑わしい場合も含む)場合は、速やかに管理職及び学校いじめ対策組織並びに教育委員会へ報告し、情報を共有する。(特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、法第8条及び法第23条第1項の規定に違反しうる。)併せて、保護者の理解、協力を得ながら早期発見・再発防止を目指す。
- ・いじめられている児童に対しては、「絶対に守る」という学校の姿勢を示し、心のケアと安全確保に努める。また、いじめたとされる児童に対しては、事情を確認した上で適切な指導を行う。

※学校は、いじめの未然防止・解決に向けて、平素から家庭、地域、関係機関(警察、児童相談所、医療機関、法務局、人権擁護委員協議会等)との連携を密にし、早期の相談やケース会議等を行う。

3 校内体制の確立

学校管理職は、リーダーシップをとって情報共有を行い環境の醸成に取り組む必要がある。

(1)「いじめ対策委員会」の設置

①役割

- ・学校の組織的ないじめ対策の中核として、「未然防止」「早期発見」「早期対応」「重大事態の対応」の各取組をより実効的に行う。
- ・いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動に係る情報の収集と記録、共有を行う。
- ・いじめの疑いに係る情報があつた時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。
- ・本組織の存在及び活動が、児童生徒・保護者に容易に認識される取組を行うように努める。

②構成

複数の教職員(管理職・生徒指導主任・学年主任・担任・養護教諭・教育相談担当教員・生徒指導部員)、S C・S S W、その他関係者

(2) 確実な情報共有と指導体制の強化

- ・いじめの定義の解釈やその対応に温度差が生じないように、全教職員が学校いじめ防止基本方針に基づき、組織的・計画的にいじめ問題に取り組む。
- ・個々の児童の特性を踏まえた具体的な取組について全教職員で共通理解し、支援体制を構築する。
- ・学級担任等の特定の教員が抱え込むことなく、速やかに情報を共有するシステムを構築し、管理職等への報告・連絡・相談を確実にを行うことを徹底する。また、状況に応じて、速やかに「いじめ防止対策委員会」を書くとして組織的に対応する体制を整備しておく。
- ・「いじめ防止対策委員会」を、単なるいじめ事案の対応協議の場とするだけでなく、いじめの未然防止、早期発見・対応に有効に機能させる。

(3) 教職員が児童と向き合うことができる体制の整備

- ・業務改善を一層推進し、教職員が児童と向き合う時間を確保する。

(4) 学校評価による評価・検証・改善

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け積極的に評価することで、教職員の資質向上を図っていく。

(5) 教育委員会への報告・相談

- ①定期報告・・・毎月、「新たに認知」及び「継続支援中」のすべての事案について報告する。
- ②臨時報告・・・「重大事態に類する事案」を認知した場合は、直ちに報告する。
人間関係のトラブルにより連続欠席3日以上になった場合にも報告する。

(6) 家庭、地域、関係機関等との連携

- ・「下関市立安岡小学校いじめ防止基本方針」の内容(いじめの定義、「いじめ防止対策委員会」の存在やその活動、発生時の学校の対応、相談窓口等)について、PTA総会や学校運営協議会、学校ホームページや学校だより等を活用して、保護者や地域の方へ確実に周知する。
- ・家庭、地域、関係機関等と、いじめの現状や課題について情報を共有し、協力していじめ防止等に取り組む体制をつくる。
- ・教育委員会と情報共有のもと、スクールカウンセラーやSSW、GA、CA、スクールロイヤー等の関係機関と連携して対応できる体制を整備する。

4 いじめ問題への取組

(1) 未然防止

①「心の教育」の充実

- ・道徳や学級活動、「下関市いのちの日」の取組等を通じて、他人を思いやる心、生命や人権を尊重する心など、豊かな心を育む。
- ・授業や学校行事における人と関わり合う活動を通して、自己肯定感を高めるとともに、人とよりよく関わっていこうとする意欲や態度を育てる。

②いじめを許さない学校・学級づくり

- ・児童に、どんな行為がいじめにあたるかを理解させ、学校、学級内に、いじめの行為のみならず、周りではやし立てたり、傍観したりする行為も同様に許さない環境・風土をつくる。
- ・加害行為の抑止につながるよう、「いじめは許さない」という毅然とした対応をする。

③日常的な実態把握や関わり

- ・児童に寄り添い、授業や給食、清掃活動などを含め、常に子供と関わり、信頼関係を築く。

④家庭や地域との信頼関係の構築

- ・学校だより「すきざき」や「きらめきネットコム」、学校運営協議会等で、学校生活の様子を家庭や地域に伝えるとともに、家庭や地域での様子も把握し、保護者や地域の方と信頼関係を築く。

⑤中学校区での取組

- ・中学校区の小・中学校で9年間を見通し、生活・学習規律の一貫した指導を行うことにより規範意識を育む。
- ・中学校区の小・中学校でいじめの定義の共有化、未然防止策、発生時の対応等について、教職員で共通理解する。
- ・小中連携、小小連携に組織的に取り組むとともに、学年・学級づくりを中心とする「心の居場所づくり」「絆づくり」に小中学校全職員が協働して取り組む体制をつくる。

(2) 早期発見

①日常的な行動観察

- ・児童にしっかりと寄り添い、日常の行動を注意深く観察する中で、児童の変化や人間関係を把握する。

- ・「いじり」や「からかい」は、受けた側が苦痛を感じれば「いじめ」であるという認識をもつ。本人が否定せず、笑って相手に合わせていたとしてもいじめの可能性があると教職員は敏感でなければいけない。

②日記や生活ノート等の活用

- ・担任と子供や保護者が日頃から連絡を密に取り信頼関係を築く。
- ・気になる内容については、教育相談や家庭訪問等を実施し迅速に対応する。

③生活アンケートの実施

- ・週に一回生活アンケートを実施し、いじめの実態把握に取り組む。いじめが疑われる場合には、直ちに対応し、記録を残す。
- ・アンケートを実施する際には、周囲を気にせず記載できるように、記載方法や提出方法を工夫する。
- ・アンケートの保管期間は、児童が在籍している間とする。

④教育相談の実施

- ・日常生活の中での教職員の声掛け等、児童が日頃から気軽に相談できる環境をつくる。
- ・いつでも相談できるように相談箱を設置する。
- ・毎学期に一回教育相談期間を設けて、全児童を対象にした教育相談を実施する。

⑤悩みごとなどの相談機関の周知

5 解決に向けた取組

(1) 初期対応

①いじめ発覚直後

- ・管理職や生徒指導主任、学年主任等へ報告し、情報を共有する。

②対応チームの編成

- ・管理職が情報を確認し、今後の対応の協議、役割分担等を行う。

③関係児童への聞き取り

- ・関係する個々の児童の思いをしっかりと受け止めながら、いじめの詳細について聞き取りを行う。

被害児童・・・信頼関係がある教職員が個別に別室で聞き取りを行う。

加害児童・・・いじめられている側のつらさを伝えながら、いじめの具体的な行為を確認する。その際、長時間に及ばないよう健康面に配慮する。

※聞き取りを行う場合は、2人以上で行う。

(2) 「いじめ防止対策委員会」の招集

- ・ 校長は「いじめ防止対策委員会」を招集し、聞き取った内容(不明確なことがあれば再度聞き取りを基に、以下のことを協議する。

- ①被害児童とその保護者への対応
- ②加害児童とその保護者への対応
- ③他の児童とその保護者への対応
- ④関係機関等への支援要請(必要に応じて)
- ⑤別室指導や出席停止等の措置の検討(必要に応じて)

(3) 対応上の留意点

- ・ 事案の概要、経過及び対応については、必ず記録し、保管する。
- ・ 学校外で起こった事案についても、いじめは継続していることも多いため、慎重に対応する。
- ・ ものの捉え方・感じ方は子供によって異なる。被害を訴えている子供の心情に寄り添い、心のケアを図ることに重点を置く。

被害児童 〈共感的理解に基づく指導・支援〉

- ・ 本人の不安(疎外感・孤独感等)の払拭に努め、教職員が全力で支えることを約束する。
- ・ 今後の対応について、本人と相談して決定する。 本人、保護者の了解の下、スクールカウンセラー等による心のケアを行う。

被害児童の保護者 〈家庭訪問による対応〉

- ・ 管理職等、複数の教員で家庭訪問を行う。 学校管理下で起こったことへの謝罪を行うとともに、いじめの概要を説明する。 学校の対応方針等を説明するとともに、保護者の思いや考えをしっかりと聞き取り、連携して対応する。

加害児童 〈再発防止に向けた指導、謝罪に向けての話し合い〉

- ・ 叱責や説諭等のみにとどまらず、振り返りを十分に行い、自己の問題点に気付かせ、反省させる。 今後の被害児童との関係をどうするのか、改善すべき言動等について話し合い、加害児童生徒への成長支援につながる指導を行う。

加害児童の保護者 〈家庭訪問または来校による対応〉

- ・ 管理職を含めた複数の教員で対応する。 加害児童が複数いる場合は、不公平感を抱かれることがないよう配慮する。
- ・ 保護者の心情を共感的に理解しながら、今後の当該児童生徒の指導や支援について、共に考える。(加害児童への非難は避ける)

他の児童生徒及び保護者

- ・「いじめは絶対に許さない」という姿勢を示し、学校・学年・学級全体の問題として捉えさせ、学校生活を送る上で安心感を与えるように努める。
- ・「観衆や傍観者もいじめに加わっていることと同じである。」と認識させる。

(4) 中・長期対応

①当該児童の見守りと継続的な指導

- ・表面上は解決したように見えても、より見えにくい形でいじめが潜行する可能性があることから、当該児童のきめ細かな見守りや教育相談を継続して行う。
- ・当該児童の保護者に、事後の学校生活の様子等について連絡するとともに、家庭での様子も聞き取り、指導に生かす。

②対応上の課題分析と指導体制の強化

- ・発生したいじめを分析し、課題を明らかにして、再発防止に向けて指導体制を強化する。

③いじめ防止基本方針の見直し・改善

- ・いじめ問題への取組について、適正に評価し、いじめ防止基本方針の見直しを行う。

④進級・進学に伴う引き継ぎ

- ・進級や進学の際は、いじめ事案に関しても適切な引き継ぎを行う。

⑤学校運営協議会への報告と支援要請

- ・学校運営協議会で、学校の対応を説明するとともに、学校や家庭、地域での取組について意見を求め、必要に応じて支援を要請する。

⑥関係機関と連携した対応

- ・必要に応じて、再発防止に向けて、関係機関等と連携した継続的な対応を行う。

6 インターネットや携帯電話を利用したいじめへの対応

(1) 未然防止

①情報モラル教育の充実

- ・ネット上への不適切な書き込みは、瞬時に広範囲に広がっていく可能性がある。児童に対して、ネット上への不適切な書き込みを行わせないため、情報モラル教育を計画的・系統的に実施する。

②児童の主体的な活動

- ・児童の主体的な活動の機会を確保し、未然防止に向けた取組を推進する。

③学校における携帯電話等の適切な使用に関する指導

- ・学校は、児童生徒（保護者）に対し、トラブルや犯罪行為等に巻き込まれないよう、携帯電話等の使用の有用性、使用に伴う危険性やトラブルの対処方法、適切な人間関係づくりのあり方について指導を行う。また、家庭と連携し、使用に関するルールを徹底させる。

④家庭・地域への啓発活動

- ・保護者会や学校運営協議会等を通じて、下関市「児童生徒の携帯電話等の利用に関する指針」を周知するとともに、ネットいじめの危険性やネット上の不適切な書き込み等に関する啓発と対策の取組を推進する。
- ・学校は、保護者に対し、学校等で行われる情報モラル教室等への参加を促し、携帯電話等の使用に伴うトラブルや犯罪被害、ネットを介したいじめ等について理解を深めさせる。

（２）初期対応

- ・インターネット上のコミュニティサイト(掲示板や無料電話アプリ等)への書き込み内容、メール文などを確認するとともに、実際に印刷や写真撮影をするなどして、記録を残しておく。教育委員会にも速やかに報告する。

（３）被害拡大の防止

- ・掲示板管理者への削除依頼を行う。
- ・関係保護者の了解の下、児童の携帯電話やパソコンを閲覧し、不適切な書き込みの削除を確実に行う。

（４）関係機関との連携

- ・必要に応じて、やまぐち総合教育支援センターのネットアドバイザーに相談する。
- ・なりすまし等の悪質な事案については、警察と連携し、早期解決を図る。

7 いじめの解消について

いじめは単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが解消している状態とは少なくとも次に２つの要件が満たされている必要がある。

- ・いじめに係る行為が相当の期間継続して止んでいること。この相当の期間とは、少なくとも３か月を目安とする。
- ・被害者生徒が心身の苦痛を感じていないこと。心身の苦痛を感じていないかどうかについては、被害者児童生徒及びその保護者に対し、面談等により確認することで判断する。

8 重大事態への対応

いじめの重大事態については、本基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(平成29年3月文部科学省)」により適切に対応する。

①いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める時

※「生命、心身又は財産に重大な被害」とは、

- ア. 児童が自殺を企図した場合
- イ. 身体に重大な傷害を負った場合
- ウ. 金品等に重大な被害を被った場合
- エ. 精神性の疾患を発症した場合

②いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める時

※「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている」とは、年間30日（不登校の定義）を目安とするが、一定期間連続して欠席しているような場合も、学校又は市教委の判断で重大事態と認識する。

③児童・保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった時

※学校がその時点で「重大事態とはいえない」と判断しても、重大事態として対応する。

- (1) 重大事態が発生した場合は、市教育委員会へ速やかに報告する。
- (2) 学校が調査主体である場合は、「いじめ対策委員会」を中核として、関係機関と連携を図り、中立性・公平性を確保した上で調査を行う。
- (3) 調査は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を明確にすることである。
- (4) 学校は、いじめを受けた児童・保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係等について報告する。